

建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 平成28年12月8日(木)
午前9時31分～午後2時33分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 相澤 祐司 副委員長 大友 康信
委員 齋 浩美 委員 荒川 洋平
委員 小野 泰弘 委員 菊地 忍
- 4 欠席委員 委員 及川 秀一
- 5 説明のため 建設部長 小久保義博
出席した者 震災復興部長 手嶋日出彦
建設部次長兼 森 孝雄
都市計画課長
土木課長 山田 隆
復興調整課長 小畑 和弥
復興区画整理課長 三浦 仁
建設部企画員兼 馬場 浩一
土木課長補佐
復興区画整理課 小松 正晴
閑上東区画整理班長
土木課技術主幹兼 村上 諭
道路建設係長
都市計画課技術主幹兼 佐藤 恭
都市計画課公園係長

6 事務局職員 主

事 後藤 法子

7 付議事件

- (1) 所管事務及び議案関連事業箇所等の現地調査について
- (2) 陳情第13号 市道七島浜田線の未着工部分の完成に関する陳情
- (3) 陳情第14号 市道飯塚成田線の着工・完成に関する陳情
- (4) 陳情第15号 市道鹿島草倉田線の着工・完成に関する陳情
- (5) 陳情第17号 せせらぎ水路の改修についての陳情
- (6) 陳情第18号 名取愛島地区の超高圧変電所と超高圧送電線網計画を見直し電磁波から住民の心身の健康を守ることを求める陳情
- (7) 陳情第19号 市道上区1号線の拡幅と転落防止のための柵設置についての陳情
- (8) 陳情第20号 閑上東地区土地区画整理事業で造成される貞山堀西側の民有地換地用地の安全性等についての陳情
- (9) 平成28年度議会懇談会における意見・提言等の調査について

開 会 午前9時31分

○委員長（相澤祐司） 出席委員は、定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから、建設経済常任委員会を開催いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、建設部長及び震災復興部長、並びに関係課長等の出席を求めていますので、報告をいたします。

次に、及川秀一委員から、今期定例会会期末まで欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

なお、本日の会議に必要な資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

初めに、付議事件の（1）所管事務及び議案関連事業箇所等の現地調査についてを議題といたします。

本日の行程等につきましては、さきの委員会において決定しているとおりであります。

それでは、これより現地調査日程に基づき現地調査を行います。

現地調査終了まで、休憩いたします。

休 憩 午前9時32分

再 開 午後0時57分

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。

これより、付議事件の（2）陳情第13号 市道七島浜田線の未着工部分の完成に関する陳情から（9）平成28年度議会懇談会における意見・提言等の調査についてを一括議題といたします。

この際、陳情調査の進め方について申し上げます。

初めに、執行部より、陳情内容に係る現状及び執行部の考え方について説明をいただき、その後、委員各位より質疑をお受けいたします。

質疑を終結し、執行部退室の後、委員各位より御意見を伺う形で進めてまい

ります。

なお、陳情第18号については、前回委員会における決定のとおり、執行部からの聞き取り調査を省略し、委員各位より御意見を伺う形で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

休 憩 午後0時58分

○陳情第13号 市道七島浜田線の未着工部分の完成に関する陳情

(土木課)

・平成27年度に延長260メートル、幅員6メートルの計画で社会資本整備総合交付金事業の採択を受け継続事業として着手している。

・平成28年度は10月中旬から着手しており、延長252メートルの地盤改良、側溝工、舗装工等を行い、平成29年3月3日に完了する見込みである。

問 地元住民への完了時期の説明はどのように行ったのか。

答 地元住民に対し、平成28年度中に完了する旨の説明は行っている。

問 電柱移設の手続について、地元住民は理解しているのか。

答 道路用地に移設するため、個人での手続は要しない。

○陳情第14号 市道飯塚成田線の着工・完成に関する陳情

(土木課)

・平成14年度に用地買収を完了した。

・延長495メートル、幅員6メートルの市単独事業である。平成25年度から工事着手し、継続事業として施工している。平成27年度末での進捗率は23パーセントである。地元の意向に配慮し、半断面施工により拡幅延長を図っている。

・平成28年度の施工箇所を選定に当たっては、地元区長と調整し発注している。

路盤改良は延長120メートル、排水工52メートルについて、10月14日から着手しており、平成29年3月31日の完了を予定している。

・現状の予算措置では全線完了までに10年以上を要する。

問 完了までの期間について地元住民から了解を得ているのか。

答 期間について地元住民への説明は行っていない。半断面施工により四、五年程度で交互通行できるようになるため、これを優先して進め、その後残りを施工すると10年以上を要する。

問 工事の進め方は。

答 地元住民と調整して進めたい。

問 砂利等による粉じんへの対応は。

答 地元住民と協議しながら、応急処置ではなく舗装を行うことを検討する。

○陳情第15号 市道鹿島草倉田線の着工・完成に関する陳情

(土木課)

- ・用地買収は平成15年度に完了した。
- ・市単独事業であり延長509メートル、幅員9.25メートルうち2.5メートルは歩道である。
- ・平成26年度から工事着手し、継続事業として施工している。平成27年度末での進捗率は8パーセントである。地元の意向に配慮し、半断面施工により拡幅延長を図っている。
- ・平成28年度の施工箇所を選定に当たっては、地元区長と調整し発注している。
- ・平成28年度は延長42メートルの路盤改良を全断面施工で行い、うち21メートルについてはアスファルト舗装を行う。9月21日から着手しており、平成29年1月30日の完了を予定している。
- ・平成29年度以降も地元と協議して工事箇所を選定するが、全線完了までに10年以上を要すると考える。

問 社会資本整備総合交付金による整備はできないのか。

答 市道七島浜田線については交通量の分散を目的に採択されたが、当該路線等については生活路線としての性質が強いことから市単独事業となっている。

問 生活路線の採択は難しいのか。

答 お見込みのとおり。

問 県道関上港線以北の用地買収は。

答 未買収である。

問 県道関上港線接続部の水路の状況は。

答 ほ場整備事業によるほ場内農道の拡幅により、市道を横断する暗渠との位置に5メートル程度のずれが生じたため、市道の整備時に調整してほしい旨の話を受けている。

○陳情第19号 市道上区1号線の拡幅と転落防止のための柵設置についての陳

情

(土木課)

・当該路線は生活道路及び狹隘道路としての位置づけであり、整備に当たっては市単独事業となるが、市内の狹隘道路整備への取り組み状況から、早期の事業化は難しい。

・水路側への早急な安全対策を講じる必要があると考える。道路照明の増設により沿線の明るさを確保するなど、現予算の範囲内で対応可能なものについて、地元住民と協議したい。

・事業化の際には、地元住民及び土地改良区と協議の上、用水路及び排水路を整理して水路側への拡幅なども考慮したい。

問 拡幅する際には水路側に広げるのか。

答 排水路を含めて整備する方法や道路のみを改良する方法などいくつかある。事業化する際に地元住民と協議したい。

問 水路の安全対策の具体的な案は。

答 地元から柵の設置を望まないとの話がある。ネット設置の話はあったが維持管理の問題があり、市としては別の方策を考えたい。対策のための予算がないため、防犯灯の増設により明るくするなど、現予算の範囲で対応可能なものを地元住民と協議したい。

問 用水路と排水路を整理して拡幅することは可能か。

答 ボックスカルバートなどにより個人の橋梁との高さの調整を行うことは技術的には可能であるので、事業化の際にはそれも含めて地元住民と協議したい。

問 水路を埋めることとの費用の比較は。

答 行ってはいない。地元の要望に応えられるよう検討したい。

○陳情第20号 閑上東地区土地区画整理事業で造成される貞山堀西側の民有地換地用地の安全性等についての陳情

(復興区画整理課)

・名取産業再生を考える会や閑上水産加工業組合、地権者に対する全体説明会を開催し、事業認可後には道路や宅地の高さを断面図等で示しながら説明を行ってきた。

・かさ上げについては、復興交付金の補助対象外であるため他の公共事業で発生した土を無償で提供していただいている。区域全体で14万8,000立方メートルの土が必要である。陳情箇所はT P 3.7メートルとなるよう盛り土を計画しているが、T P 5.0メートルまでかさ上げする場合にはさらに8万3,000立方メートルの土が必要である。

・現在でも土の調達状況が厳しいことからT P 5.0メートルまでかさ上げするのではなく、換地後に地権者や事業者がかさ上げ等工事を行う場合の補助について検討している。

・本工事において、貞山運河東側の私有地の整地を行うが、安全性を高めるためのかさ上げまでは行わないため、貞山運河西側の私有地をさらにかさ上げするとすると不公平感が出てくる恐れがある。

・浸水対策については、道路側溝の排水系統を2系統に分けて放流することで10年に1度の豪雨に対応できるよう設計し、ゲリラ豪雨などの際には貞山運河への放流により冠水を防ぐことができる。

(復興調整課)

・グループ補助金について、全国市長会を通じて国が定める復興期間である平成32年度までの間、制度が存続するよう求めてきた。

問 他の公共事業から無償で提供していただいている土に十分な量があれば、かさ上げは可能か。

答 可能と考える。ただし、工期は決まっているため、土の受け入れ可能な期間を限定せざるを得ない。その期間内に盛り土ができれば設計の見直しは可能である。本工事を平成31年度の上半期には完了しないと工期内の事業完了は難しい。

問 貞山運河が氾濫しない限り陳情箇所は冠水しないか。

答 10年に一度の水害に対応できるよう設計している。ゲリラ豪雨等の際、地区外に排水できるようにT P 3.7メートルまでかさ上げすることにした。完全なくぼ地にはならないように計画している。

問 6.4ヘクタールの面積で換地希望の全ての事業者に対応できるのか。

答 意向確認の面談を行っている。現在、私有地換地に23地権者から希望がある。おおむね地権者の希望に沿うことができる見通しである。

○陳情第17号 せせらぎ水路の改修についての陳情

(都市計画課)

・現在、水路にほとんど水は流れておらず滞留しているため、虫やにおいが発生している状況である。

・池を埋めることも検討した経過はあるが、なとり百選に選ばれていることから、景観に配慮し、埋めるには至らなかった。

・深い池については浅い池程度にまで埋め、舗装についてはカラー舗装や部分的に舗装し石畳を残すなど、景観に配慮しながら整備したい。

問 住民の要望どおりに対応した場合、なとり百選から外れないのか。

答 水が流れているのせせらぎ水路である。池を埋めると今後名称を変えなければいけない可能性もある。震災でなくなってしまった百選もあるため、いづれ見直しが必要である。

問 なとり百選として残すことを念頭に置くのか、それとも地元の要望を重視して整備するのか。

答 全面舗装ではなく、景観に配慮して整備したい。

問 池にかかっている橋にコケが生えているため滑る。対策は。

答 コケを取り除くか構造的に別の橋にするか、今後検討が必要である。

○平成28年度議会懇談会における意見・提言等の調査について

(都市計画課)

・地元町内の愛護協力団体が年6回ほど公園内の草刈りを行っている。

・樹木の剪定は住民から要望を受け11月24日に行った。

問 公園の見回りは定期的に行っていたか。

答 3カ月に1度見回りを行っている。

問 樹木剪定の判断は。

答 地元住民から依頼があった場合や見回りの際に剪定の必要があると判断した場合に剪定する。

再 開 午後2時12分

○委員長(相澤祐司) 再開いたします。

以上で、陳情7カ件及び平成28年度議会懇談会における意見・提言等に係る執行部からの聞き取り調査を終了いたします。

執行部におかれましては、休憩中に出されました意見等を踏まえられ、今後の事務事業の執行に当たられますようお願いをいたします。

執行部の皆さんには、大変御苦労さまでした。

暫時、休憩いたします。

休 憩 午後 2 時 1 2 分

再 開 午後 2 時 1 2 分

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。

これより、陳情 7 カ件について、取りまとめを行います。

委員各位より御意見をお伺いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

休 憩 午後 2 時 1 3 分

○陳情第13号 市道七島浜田線の未着工部分の完成に関する陳情

*各委員からの意見

- ・年度内に確実に完了されたい。
- ・完成時期について地元住民へ説明を行うべき。

*委員会として取りまとめた意見

確実に平成28年度中に完了されるよう求めること。また、工事期間の周知が不十分であると考えられることから、地元住民に対する十分な説明がなされるようあわせて求めることとした。

○陳情第14号 市道飯塚成田線の着工・完成に関する陳情

*委員からの意見

・未舗装部分からの粉じんが日常生活に影響を及ぼしている部分もあるため、対策をしっかりと講じるべき。

- ・早急に進めることができるよう、予算確保に努められたい。

*委員会として取りまとめた意見

早急な工事の進展のため、予算確保に努めるよう求めること。また、日常生活に影響を及ぼす粉じん対策についても、住民の声を聞きながら、適切な対策を講じるようあわせて求めることとした。

○陳情第15号 市道鹿島草倉田線の着工・完成に関する陳情

*委員からの意見

- ・水路の取りあいについて、地元と密接に協議し進めるべき。
- ・進捗率が8パーセントと低い。用地買収済み区間の工事を早急に進めるとともに、未買収の区間の用地交渉を進めるべき。

＊委員会として取りまとめた意見

8パーセントという低い進捗率を改善するため、用地買収済み区間の工事及び未買収の区間の用地に係る交渉を早急に進めるよう求めること。また、当該市道を横断しほ場整備事業区域へつながる水路の補正について、地元住民と意思疎通を十分に図り、有効な方策を検討するようあわせて求めることとした。

○陳情第17号 せせらぎ水路の改修についての陳情

＊委員からの意見

- ・なとり百選であることにこだわらず、住民の意向に沿って整備すべき。
- ・通路の中央部分を舗装し、両端に石畳を残せば、費用も少なく通路として利用できるようになる。
- ・水路を管理している町内会会員が高齢化し、管理に支障を来しているため、景観よりも維持管理や安全性を第一に考えるべき。

＊委員会として取りまとめた意見

なとり百選に選ばれた景観に配慮しつつも水路の維持管理や通路の安全性を第一に考え、地元住民の意向に配慮して整備するよう求めることとしました。

○陳情第18号 名取愛島地区の超高圧変電所と超高圧送電線網計画を見直し電磁波から住民の心身の健康を守ることを求める陳情

＊過去の調査経過の確認

- ・平成24年から陳情がなされており、各所管委員会において調査を行ってきた。
- ・これまでの調査において、東北電力に対し住民の方々の不安感や不信感を払拭するために正確な情報を提供し、十分な説明を行うよう働きかけることを市当局に求めてきた。

＊委員からの意見

- ・平成24年当時からの調査経過を踏まえ、議会として直接東北電力に申し入れを行うことは権限の範囲外であるため対応できかねるが、地域から電磁波の影響を心配する声があるため、東北電力に安全対策についてより丁寧な説明を求めるよう市当局に求めるにとどまざるを得ない。

*委員会として取りまとめた意見

東北電力に対し申し入れを行うことは議会の権限の範囲外であるため対応できかねるが、地域から電磁波の影響を心配する声が上がっていることから、安全対策についてより丁寧な説明を求めるよう市当局に求めることとした。

○陳情第19号 市道上区1号線の拡幅と転落防止のための柵設置についての陳情

*委員からの意見

- ・道路照明や道路標示による応急的な安全対策を早急に実施すべき。
- ・拡幅に当たっては、その方法について地元住民と協議の上進めるべき。

*委員会として取りまとめた意見

現状の道路幅員を確保した上で、道路照明の増設や道路標示による注意喚起などによる転落防止への安全対策に早急に取り組むよう求めること。また、事業化に当たっては、拡幅の方法について地域住民、特に沿線住民と十分な協議の上進めるよう、あわせて求めることとした。

○陳情第20号 閑上東地区土地区画整理事業で造成される貞山堀西側の私有地換地用地の安全性等についての陳情

*委員からの意見

- ・地権者や事業者が行うかさ上げ等工事の補助について十分に検討すべき。
- ・要望に沿う高さにかさ上げすることは難しくても、土を手配するための努力を最大限行うべき。
- ・住民や地権者等の不安を払拭できるよう、排水対策について十分に説明すべき。

*委員会として取りまとめた意見

かさ上げについては、要望に沿う高さにかさ上げすることは難しくても、土の手配に最大限努力すること。それができない場合には換地後に地権者や事業者がかさ上げ等工事を行う場合の補助の検討を進めること。グループ補助金については、今後も制度が存続するよう継続して国に働きかけること。あわせて、住民や地権者の不安を払拭できるよう、十分に説明を行うよう求めることとした。

なお、グループ補助金については、全国市議会議長会を通じて被災地の実情

に合わせた安定的な制度の運用を講じられるよう関係機関に対し要望したことを申し添えることとした。

再 開 午後1時57分

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。

お諮りいたします。陳情7カ件に係る委員会調査報告書案の作成につきましては、休憩中の協議を踏まえ、委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書案については、次回の委員会においてお示ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、(9)平成28年度議会懇談会における意見・提言等の調査について、取りまとめを行います。

委員各位より御意見をお伺いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

休 憩 午後2時28分

○平成28年度議会懇談会における意見・提言等の調査について

(建設経済常任委員会調査シートのまとめ)

本公園の草刈については、地元町内の愛護協力団体に年6回ほど草刈りをしている。

樹木の剪定については、住民からの要望を受け11月24日に行ったこととした。

再 開 午後2時29分

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。

お諮りいたします。平成28年度議会懇談会における意見・提言等の調査に係る委員会調査報告書案の作成につきましては、休憩中の協議を踏まえ、委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書案については、次回の委員会においてお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

なお、次回委員会は12月14日水曜日午前10時、議員協議会室において開催いたしますので、御参集方よろしくお願ひいたします。

大変御苦勞さまでした。

散 会 午後2時33分

平成28年12月8日

建設経済常任委員会

委員長 相 澤 祐 司